

## 愛知学院大学心身科学会会則

- 第1条 本会は愛知学院大学心身科学会と称する。
- 第2条 本会の事務所は愛知学院大学心身科学部に置く。
- 第3条 本会は、本大学の設立の趣旨に則り、心理学・健康科学・健康栄養学に関する学術研究を通じ、学問の水準を維持向上せしめ、社会一般に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会の会員は以下の通りとする。
1. 正会員 心身科学部専任教員
  2. 準会員 心身科学部在学生及び大学院心身科学研究科在学生
  3. 賛助会員 心身科学部卒業生・文学部心理学科卒業生・大学院文学研究科心理学専攻修了者・大学院心身科学研究科修了者及び本会の趣旨に賛同し会長の承認を得た者
- 第5条 本会は第3条の目的を達成するためつぎの事業を行なう。
1. 愛知学院大学論叢「心身科学部紀要」の刊行。
  2. 研究会、講演会及び討論会の開催。
  3. 「心身科学会叢書」の刊行。規定は別に定める。
  4. その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業。
- 第6条 愛知学院大学論叢「心身科学部紀要」は毎年1回以上発行し会員に配布するとともに、本会や愛知学院大学、または愛知学院大学等の委託する機関において電子化・公開する。
- 第7条 本会に以下の役員を置く。
1. 会長 1名
  2. 副会長 2名
  3. 会計 1名
  4. 委員 若干名
  5. 監事 若干名
- 会長は学長がこれを委嘱する。
- 副会長、会計、委員及び監事は、正会員の互選により、会長がこれを委嘱する。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 副会長は、会長を補佐し会務を統轄する。
- 役員は、役員会を構成し本会の企画運営にあたる。
- 第9条 役員会は、会長が招集しその長となる。
- 第10条 会長は、本会の会務執行のため必要あるときは、実行委員を委嘱することがある。
- 第11条 会員は毎年度始めにおいて会費を納付する。新入会員は入会金を納付するものとする。
- 第12条 本会の運営費は、会費、愛知学院大学からの補助金または有志からの寄附金、および、その他の収入をもっててある。
- 第13条 本会の会計は毎年4月に始まり翌年3月に終る。会計報告は年度末に行なう。
- 第14条 本会会則の改正は正会員の3分の2以上の賛同をもって成立する。
- 附 則 この会則は平成17年4月1日より施行する。  
この会則は平成18年4月1日より施行する。  
この会則は平成20年4月1日より施行する。